

出資団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、市が出資している団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年3月27日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 香 月 正



## 平成30年度出資団体監査報告書

### 1 監査の期間

平成30年12月10日から平成31年2月27日まで

### 2 監査の対象

団体名	所管課	出資比率 (%)	書類等提出日
公益財団法人ちとせ環境と緑の財団	市民環境部 廃棄物対策課	100.0	平成30年12月10日
株式会社千歳市場公社	産業振興部 公設卸売市場	49.8	平成30年12月10日
株式会社千歳国際ビジネス交流センター	産業振興部 企業振興課	28.4	平成30年12月10日
公益財団法人千歳青少年教育財団	教育部 生涯学習課	100.0	平成30年12月10日

出資比率は、資本金、基本金その他これらに準ずるものに市が出資した割合

### 3 監査の範囲及び方法

平成29年度における監査対象団体の事業全般に関する出納その他の事務について、監査対象団体及び所管課から関係書類及び諸帳簿の提示を求め、次の事項を重点として監査を実施した。

- (1) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- (2) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (3) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (4) 関係帳票の整備、記帳は適切に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。
- (5) 会計経理及び財産管理は適切に行われているか。

### 4 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務については、株式会社千歳市場公社は良好、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団、株式会社千歳国際ビジネス交流センター及び公益財団法人千歳青少年教育財団はおおむね良好に執行されていると認められた。

なお、軽微なものについては、監査の過程において担当者に対し指導を行ったほか、監査終了後に所管部課長に対し通知しているので本報告では省略するが、今後とも適正な事務処理を行うよう望むものである。